

2011年 月 日

様

国税通則法「改正」案、記帳の義務化に反対する要請書

全国商工団体連合会

〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13

Tel 03-3987-4391

Fax 03-3988-0820

【要請趣旨】

東日本大震災の復興をはじめ、中小企業・中小業者、国民のため、日夜ご尽力をいただいていることに敬意を表します。

2011年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、その一部が6月に分離され成立しています。未成立のままの法案の中にある「納税者権利憲章」の制定並びに国税通則法「改正」案は、事前通知の例外規定や、帳簿書類の提示・提出、罰則の強化、修正申告の勧奨などが盛り込まれ、とても「改正」といえないものばかりです。また、全ての中小業者に記帳を義務付ける所得税法「改正」案も盛り込まれており、課税庁の権限を強化するものです。

国民と中小業者の暮らしと経営、権利を守るために、下記項目について要請します。

【要請項目】

- 1、課税権限を強化し、納税者に義務を押し付ける国税通則法「改正」案に反対すること。